

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市広栄町941番地5

株式会社衣笠商会 代表取締役 衣 笠 一 彦

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金106,618円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年12月20日

(2) 事故発生場所

東伯郡北栄町弓原地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第一課兼米子警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、赤信号により停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。